

利用方法

※利用するためには事前申請が必要です

R6

①相談

対象者に該当する方で利用を希望する方は保健センターにご相談ください。
地区担当の保健師が健康状態やお困り事の内容をお伺いいたします。

②申請・仮予約

利用が適当と認められた方は申請書を提出してください。
また、利用希望施設に連絡し、仮予約をしてください。

【申請時必要書類】

①申請書 ②母子健康手帳（確認用） ③本人確認のできるもの（運転免許証等）

③利用決定

「利用承認通知書」が届きます。

（「利用承認通知書」は、実際に利用する際、施設に提示するものです。）

④出産後の連絡（利用日の確定）

出産後利用日が確定したら、早めに施設へ連絡してください。

⑤事業の利用

利用する施設に直接お問い合わせの上、必要な持ち物等をご確認ください。
利用料金（自己負担額等）は直接、施設へお支払いください。

⑥利用後

必要に応じて保健センター地区担当の保健師が引き続きお母さんのお体のことや育児について相談や支援をいたします。



出産直後は、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからなかったり、お産と育児の疲れから心身ともに体調も不安定になったりしやすいものです。

ふじみ野市では、産後4か月未満のお母さんとそのお子さんを対象に、宿泊して心身を休めながら、助産師等専門スタッフからアドバイスをを受けたり、育児方法を学ぶことができる「産後ケア事業」をおこなっています。



【問合せ】

ふじみ野市保健センター

〒356-0011

ふじみ野市福岡1-2-5

電話 049-293-9045

FAX 049-264-8284

